

広域計画等推進委員会設置要領

(設置目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づく「広域計画」及び、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づく「関西創生戦略」の策定等及びその推進にあたり、これまでの広域連合の取組を踏まえ、専門的見地から指導・助言を受けるため、関西広域連合協議会規則第3条第3項の規定に基づく専門部会として、「広域計画等推進委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について指導・助言を行うものとする。

- (1) 現行の広域計画及び関西創生戦略の達成状況の評価・検証に関すること。
- (2) 次期の広域計画及び関西創生戦略の計画案の策定等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、関西広域連合長が任命する。
- 3 委員会に、座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、第2項で任命された委員の中から互選する。
- 5 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副座長は、第2項で任命された委員の中から座長が指名する。
- 7 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、座長の職務を代理する。
- 8 委員会には、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(顧問)

第7条 委員会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、関西広域連合長が任命する。
- 3 顧問は、座長の要請に応じ、第2条各号の事項について指導・助言を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本部事務局計画課において行う。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、関西広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年11月24日から施行する。

- 2 この要領の施行の日以後、最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、関西広域連合長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前において「広域計画等フォローアップ委員会」委員及び顧問である者については、改正後の「広域計画等推進委員会」委員及び顧問として残りの任期を引き継ぐ。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年5月29日から施行する。